

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券 電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定

第１条 （規定の趣旨）

この規定は、お客さまへの紙媒体による書面の交付に代えて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が電子メールまたはFAXを通じて当該書面に記載すべき事項を交付する方法（以下「電子交付」といいます。）等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第２条 （本サービスの内容）

1. 当社は、お客さまに対し取引に係る書面を電子交付すること（以下「本サービス」といいます。）ができます。
2. 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類のうち、以下に掲げる書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。
ただし、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。
 - (1) 目論見書
 - (2) 目論見書補完書面
 - (3) 投資信託及び投資法人に関する法律上の約款に係る書面
 - (4) 契約締結前交付書面
 - (5) 上場有価証券等書面
 - (6) その他上記に該当しない書面のうち当社が電子交付可能な書面として提供することを定めたもの。

第３条 （法令等の遵守）

本サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

第４条 （本サービスの方法）

1. 当社が行う本サービスは、以下のいずれかの方法により行います。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。
 - (1) 電子メールを使用する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号イ（以下①）またはロ（以下②）等に定める方法）
 - ① あらかじめお客さまが届け出た電子メールアドレスに当社が目論見書等の記載事項を記録する閲覧ファイル（以下「電子書面」といいます。）を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが電子書面の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法（以下「ファイル添付方式」といいます。）。)
 - ② あらかじめお客さまが届け出た電子メールアドレスに対して、電子書面をお客さまの閲覧に供するインターネットサイトのURLを記載した電子メールを送信したうえで、お客さまが当該サイトから電子書面をダウンロードした旨を当社が確認する方法（以下「ダウンロード用URL方式」

といえます。)

(2) FAX を使用する方法

あらかじめお客さまが届け出た FAX 番号に当社が目論見書等を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが送信した目論見書等の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法。

2. 電子書面は Adobe Reader の最新のバージョンにより閲覧できる PDF ファイルとします。

第5条 (本サービスの利用の申込み)

1. お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用できるものとします。
2. 申込みに際しては、お客さまは本サービスで利用する電子メールアドレスまたは FAX 番号を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。
ただし、法人のお客さまの電子メールアドレスについては、代表者または当社にお届出の法人取引代理人等が電子交付された各種書面を確認可能な電子メールアドレスに限りま。
3. お客さまは、第2条第2項に定める目論見書等の全てについて、本サービスを包括的に申込むものとします。

第6条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

1. 第4条(1)に定める電子メールを使用する方法を希望する場合。
 - (1) お客さまが管理する電子メールアドレスを保有し、常に利用できること。
 - (2) お客さまは常にインターネットを利用できること。
 - (3) 当社から送信可能な電子メールアドレスをお届出いただいていること。
 - (4) ファイル添付方式またはダウンロード用 URL 方式のいずれの方法であるかに応じ、以下の事項を満たすこと。
 - ① ファイル添付方式の場合、電子書面が、お客さまの使用する電子計算機（パソコン等）またはお客さまの契約するデータセンター等（クラウドを含みます。以下、電子計算機およびデータセンター等をあわせて「電子計算機等」といいます。）に備えられたファイルに記録され、お客さまはこの記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること。
 - ② ダウンロード用 URL 方式の場合、電子書面が、お客さまの使用または契約する電子計算機等に備えられたファイルに記録され（自動的に記録されない場合には、お客さまがご自身でダウンロードし記録することを含みます。）、お客さまはこの記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること。
- (5) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要な PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新のバージョンをご用意いただくものとします。
- (6) お客さまは、必要な OS 等をお客さまの電子計算機（パソコン等）にご用意いただくこと。
- (7) お客さまは、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること。
- (8) お客さまが本規定を承諾すること。

2. 第4条(2)に定めるFAXを使用する方法を希望する場合。

- (1) お客様の使用するFAXで目論見書等の受信が常に可能であること。
- (2) 当社から送信可能なFAX番号をお届出いただいていること。
- (3) 前号のFAXが受信した目論見書等を紙媒体に出力するものであること。
- (4) お客様は、必ず目論見書等の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること。
- (5) お客様が本規定を承諾すること。

第7条 (届出事項の変更)

本サービスで利用する電子メールアドレスまたはFAX番号に変更がある場合、お客様は当社所定の方法により遅滞なく届出いただくものとします。

第8条 (紙媒体による交付請求・解約)

1. お客様は、第2条第2項に掲げる目論見書等の一部について本サービスによらずに紙媒体による書面の交付を請求し、または、本サービスの解約を申し出ることができるものとします。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。
 - (1) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合。
 - (2) お客様が、第6条に定める本サービスの提供条件のいずれかを満たさなくなった場合。
 - (3) お客様が、第7条に掲げる届出事項の変更のお申し出を行わず、当社が定める一定の期間を経過した場合。
 - (4) お客様が、第11条に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合。
 - (5) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合。
 - (6) お客様のお取引が、当社を委託証券会社として金融商品仲介業務を行う登録金融機関を通じた取引に変更(仲介店への移管)となる場合。
 - (7) 当社が、お客様に本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合。
 - (8) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合。

第9条 (免責事項)

次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。

- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること。
- (2) お客様が、第7条に掲げる届出事項の変更のお申し出を行わなかったことによる本サービスの提供遅延または不能。
- (3) 第8条に定める本サービスの解約。
- (4) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの全てもしくは一部の提供が著しく困難となった場合において、電子交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること。
- (5) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断。

第 10 条 （約款等の適用）

この規定に定めのない事項については、証券取引約款、その他の約款および規定等により取扱います。

第 11 条 （規定の変更）

1. この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。
3. 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。
4. 第 2 項および第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上